平成２５年（フ）第５２号
長野市吉田２丁目33番32号　小林ハイツ101号
債務者　大森　浩司
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
長野市大字鶴賀西鶴賀町1525番地２　コーポラスＫ102
債務者　黒岩すみ子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目４―22、住民票上の住所兵庫県宝塚市山本南３丁目11番15―210号
債務者　松下菜穂子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第７４号
兵庫県伊丹市安堂寺町６丁目398番地Ａｒｋ Ａｎｄｏｕｊｉ106号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目24番13―504号
債務者　北風　理人
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第９７号
兵庫県伊丹市池尻６丁目270番地サンプラザ池尻202号
債務者　森　　秀史
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１９０号
兵庫県西宮市田代町12番７―406号
債務者　藤東　ミツ
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０７号
兵庫県西宮市与古道町２番８―202号
債務者　山中　優子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
兵庫県豊岡市日高町浅倉197番地の６　ハイツ浅倉102号
債務者　福富　絵里
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第９号
島根県浜田市三階町337番地
債務者　佐々木　章
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第１６号
福岡県宮若市長井鶴704番地３
債務者　榎本　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１９号
福岡県直方市大字頓野3602番地99　市住４―23号
債務者　後藤裕一郎
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２４号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁253番地８
債務者　竹下　晶久
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦1933番地
債務者　山野　幸代
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第７号
沖縄県石垣市字新川2212番地　県営新川団地１号棟306号
債務者　海土元あん奈（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第１３号
岩手県宮古市鴨崎町41番地２　市営住宅104号室
債務者　山内　育子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第２２号
石川県小松市串町庚10番地２　カーサフェリーチェ408、従前の住所石川県石川郡野々市町高橋町24番３号
債務者　本野　弘樹
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県宝塚市山本西３丁目９番１―202号
債務者　大西　修平
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部